

せたな町再生可能エネルギー発電施設等の設置等に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、せたな町（以下「本町」という。）内における再生可能エネルギーを促進するため、また、国のエネルギー政策を背景に特に風力発電施設や太陽光発電施設が急速に拡大していることに伴う景観や圧迫感等への懸念を踏まえつつ、地域住民や関係団体等に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要であることに鑑み、事業者と町との調整手順を示すとともに、事業者が遵守すべき事項を明らかにすることで、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設等の建設等を円滑に進めることを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインにおける定義は次のとおりとする。

(1) 事業者

再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継あるいは分譲により、発電事業を行う者をいう。

(2) 発電設備

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

(3) 発電事業

発電設備における発電及び売電事業をいう。

(4) 発電出力

発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。

なお、太陽光発電設備にあっては、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。

(5) 事業区域

再生可能エネルギー発電事業に係る土地の区域をいう。なお、事業者等が異なる場合であっても、一連の土地または隣接する土地において、同時又は連続して伐採、造成が行われる場合や、元請業者が同一の場合など、その事業が一体性を有するものと認められるときは、同一の事業の事業区域とみなす。

(6) 近隣住民

事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に関係する自治会等の関係者をいう。

3. 対象となる発電施設

- (1) 小型風力発電施設（50kW 未満に限る）
- (2) 太陽光発電施設（20kW 以上に限る。ただし建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く）
- (3) その他の再生可能エネルギー発電施設（20kW 以上に限る）

4. 対象地域

本ガイドラインの対象地域は本町内全域とする。なお、小型風力発電施設については、本町民の暮らしの安全・安心及び健康被害、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地周辺への建設は避けることとする。

5. 遵守事項

事業者は、全ての再生可能エネルギー発電施設（事業者の事業所等と併設されるもので、自家消費を目的とするものを除く）を設置する際には、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民との協調を保つこと。
- (2) 発電設備の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 関係法令を遵守すること
- (4) 平時からの点検等により雨水や雪解け水等による土砂の流出及び水害等の災害防止対策を講ずること。
- (5) 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から避けること。
- (6) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとし、発電設備の配置、デザイン及び色彩は、周辺の環境・景観と調和が図れるものとする。なお、環境に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。また、発電設備及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみとする。
- (7) 災害発生時等の緊急事態が起こった場合に、地域住民が事業者へ緊急連絡を取ることができるよう、事業者等の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。
- (8) 発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物等

の周辺環境への影響が発生しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

- (9) 敷地内に事業関係者以外のものが容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。
- (10) 設置計画区域の環境整備を行うとともに、除草剤等の薬剤の使用を原則は避けるとともに、やむを得ず使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (11) 住宅地に隣接する場所に発電施設を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音（昼間 56db 以上、夜間 46db 以上）、低周波音、悪臭、熱、反射等を配慮した上で、必要な措置を講ずるほか、敷地境界内から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなど対策をとること。
- (12) 小型風力発電施設については、住宅等（学校・認定こども園・保育園等の文教施設、病院等の医療機関、保健福祉施設等を含む）から原則 200m 以上離れていることとする。ただし、地権者並びに周辺居住者等の了承（承諾書等の提出）がある場合はこの限りではない。この場合における住宅等と小型風力発電施設の距離（住宅等と風車におけるタワーの基礎部分との水平距離）は、風車の破損等における周辺への影響を避けるため、概ね 100m 以上にすること。
- (13) 水路や農道に隣接し発電設備を設置する場合、排水先との協議を行う等近隣農地の営農者等と協議を行うこと。
- (14) 施設に起因して発生した苦情や要望等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (15) 防災、環境保全、景観保全の観点により、計画策定段階から発電設備撤去に至るまで、予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、地震や豪雨災害、雪解け水等による土砂崩れ等の災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うこと。
- (16) 施設を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等適正に処理すること。
- (17) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（史跡、名勝地等を含む）及び埋蔵文化財以外の文化財についても、発電施設等の建設等による影響から保護するように努めるものとする。

6. 再生可能エネルギー発電施設等の設置等に適さない区域

事業者は事業区域の全部又は一部が以下に掲げるエリアに該当する場合は、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

対象区域等	小型風力	太陽光	その他再エネ
自然公園地域(特別保護地区、第1種特別区域)	●	●	●
鳥獣保護区(特別保護地区)	●	●	●
砂防指定地	●	●	●
地すべり防止区域	●	●	●
急傾斜地崩壊危険区域	●	●	●
土砂災害(特別)警戒区域	●	●	●
騒音・振動規制区域	●	●	●
保護林	●	●	●
森林地域(国有林、民有林:保安林含む)	—	●	—
住宅等からの距離が200m未満の区域(同意がある場合は100m未満の区域)	●	—	—

なお、上記の区域に該当しない場合においても、発電施設等の設置に必要な検討や調整を行うこと。

7. 建設等にあたっての調整手順

(1) 事業者は、説明会等を行う前に関連法令について、本町関係部局及び関係行政機関等と事前協議を行うとともに、必要な手続きを行うものとする。

(2) 事業者は、対象となる発電施設を設置する計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民及び町内会等に対して、説明会を実施し事業内容を周知するものとする。ただし、近隣住民が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合はこの限りではない。なお、小型風力発電の建設等を予定している事業者のうち、やむを得ずその発電施設から200m以内に住宅等がある場合はその関係者(地権者及び居住者等)に以下の事業内容を説明するとともに、同様の資料を町の関係部署に提出するものとする。

①説明日時及び場所

②説明者名

③説明状況(内容)

④関係者の意見・要望

⑤関係者の意見・要望に対する回答内容

⑥事業説明の対象となる住宅等の所在地及び騒音値(小型風力発電施設等建設前)

⑦その他必要事項

また、説明会等で近隣住民及び町内会等から出された要望及び意見に対しては、誠意を持って対応するものとする。

(3) 事業者は、対象となる発電施設等の建設等に係る法規制について、せたな町の所管課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

(4) 事業者は、対象となる発電施設等の建設等に関して、以下の届出を提出するものとする。

①説明会や戸別訪問等の概要に加えて近隣住民及び町内会等から出された要望及び意見について、住民説明会等概要報告書（様式第1号）を作成し、町長に報告するものとする。なお、小型風力発電の建設等を予定している事業者で、やむを得ずその発電施設から200m以内に住宅等がある場合は、地権者並びに周辺居住者等の承諾書等を併せて提出するものとする。

②対象となる発電施設等の工事に着手する日の60日前までに、せたな町再生可能エネルギー発電施設等の建設等に係る届出書（様式第2号）に関係書類を添付し、町長に届け出るものとする。なお、届出提出後、事業の変更又は中止する場合には、せたな町再生可能エネルギー発電施設等の建設等変更（中止）届出書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

8. 建設後の維持管理等

(1) 様式第2号による届出を行った事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、30日以内にせたな町再生可能エネルギー発電施設等設置工事完了届出書（様式第4号）を町長に届け出るものとする。

(2) 事業者は、対象となる発電施設について、正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損または事故等が発生した場合は、速やかに事故等報告書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(3) 事業者は、建設等完了後の対象となる発電施設による騒音、電波障害等の周辺環境への影響が発生した場合は、原因を調査し、誠意を持って対応するとともに、事故等報告書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(4) 事業者は、設備又は事業実施体制等の変更が生じた場合は、速やかにせたな町再生可能エネルギー発電施設等の建設等変更（中止）届出書（様式第3号）に関係書類を添えて町長へ提出するものとする。

(5) 事業者は、再生可能エネルギー発電施設等を廃止又は譲渡する場合は、せたな町再生可能エネルギー発電施設等廃止（譲渡）報告書（様式第6号）を町長に提出するものとする。なお、廃止した場合について、撤去までの期間、建設基準法の規定を遵守し、発電施設等の倒壊等による周辺への危険がないように

適切に管理するものとする。また、発電施設等の撤去及び処分は、廃棄物処理法の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うものとする。

9. 報告

町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

10. 町の施策等への協力

- (1) 地域との共存共栄に向け、事業者は、本町及び町民が実施する環境学習等に協力するとともに、地域の催事等への参画や、再エネ基金、ふるさと納税等を通じて、積極的に地域貢献に努めること。
- (2) 当該年度の地域貢献は、せたな町再生可能エネルギー発電施設等設置に伴う地域貢献実績報告書（様式第7号）により毎年4月末までに前年度実績として町へ報告すること。

11. ガイドラインの見直し

- (1) このガイドラインは社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

12. その他

- (1) 事業者は、発電設備等に関して、住民等から苦情等の申し出があった場合は、その内容をせたな町に報告するとともに、誠意を持って対応するものとする。
- (2) 本ガイドラインを遵守しない事業者については、事業者名、事業概要等を公表するものとする

附 則

- 1 このガイドラインは、令和5年9月1日から施行する。